

令和8年6月1日～入院時の食事負担額の変更について

今般の光熱費や材料費等の高騰の影響より、厚生労働省より令和8年6月1日から入院時食事療養費の費用(入院中の食事代)に関する改正がありました。これに伴い、令和8年6月1日より下記のように負担額が変更になるため、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

入院時の食事に係る標準負担額(1食につき)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	令和8年5月31日まで		令和8年6月1日から
●一般(下記以外)	●一般(下記以外)	510円		550円
		●(例外1)指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 ●(例外2)精神病床に1年超入院する患者(※1)	300円	330円
●低所得者(住民税非課税)	●低所得者Ⅱ(※2)	●過去1年間の入院期間が90日以内	240円	270円
		●過去1年間の入院期間が90日以上	190円	220円
該当なし	●低所得Ⅰ(※3)	110円		130円

注 食事療養費の額が標準負担額に満たない場合は、当該食事療養費の額を徴収する。

※1 2015年4月1日以前から2016年4月1日まで継続して精神病棟に入院している患者

※2 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※3 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは
②老齢福祉年金受給権者